



# からの お知らせ



皆野町けんこう大使  
みーな

## 国保のしくみ

国保は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。3月までは、町で運営していましたが、**4月からは、県と町が共同で運営しています。**

被保険者のかたは、各種手続きは今までどおり町で行えますので、特に変更になる点はありません。

## 入院時の食事代の負担額が変わります

住民税課税世帯(1食あたり)360円→**460円**に変更になりました。(4月から)

※そのほかの区分については変更はありません。

## 介護保険料納付免除対象の届出ができます

介護保険の適用除外施設に入所された場合、国民健康保険税のうち介護納付金分の納付が免除になります。  
**[届出が必要となるかた]**

40歳～64歳の国民健康保険加入者で、介護保険の適用除外施設に入所または退所したかた。

※適用除外施設に該当するかどうかは、入所している施設にお問い合わせください。

### [手続きに必要なもの]

- ・保険証
- ・入所期間が記載されている施設入所(退所)証明書
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カード



**[大切なあなたを守る特定健診]** 特定健診の予約はお早めに！

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232



## 国民年金の加入手続きはお済みですか

日本に住む厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満のかたは、必ず国民年金へ加入しなければなりません。届出は加入するときだけではなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。届出されないと年金を受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なとき	異動の内容	届出先
20歳になったとき(厚生年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	町民生活課 保険年金担当窓口
退職したとき (60歳未満のかたで厚生年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。 (第3号被保険者に該当する場合を除く。)	
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者となります。	

### [第1号被保険者]

自営業、学生、フリーターなど

### [第2号被保険者]

厚生年金保険や共済組合の加入者

### [第3号被保険者]

第2号被保険者に扶養されている配偶者(20歳以上60歳未満)

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560  
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232